

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針骨子案

パブリックコメント 用語説明

※下線については、別途説明をしているもの。

全般

○「事故由来放射性物質」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（法第 1 条）

○「関係原子力事業者」

事故由来放射性物質を放出した原子力事業者（法第 2 条第 1 項）

○「除染に関する緊急実施基本方針」

<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110826001/20110826001.html>

廃棄物処理関係

○「汚染廃棄物対策地域」

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う地域。地域の指定は、環境大臣が行う。地域の指定要件については、別途パブリックコメント中。（法第 11 条第 1 項）

○「対策地域内廃棄物」

汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。）（法第 13 条第 1 項）

○「指定廃棄物」

水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、廃棄物焼却施設及び集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等であつて、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要

件に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと見られる場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。環境省令で定める要件は、別途定めることとする。(法第 16 条～第 18 条)

○「災害廃棄物」

東日本大震災により生じた廃棄物（地震や津波により倒壊した建物の残骸や津波により大破した自動車・船舶等。）

○「汚染廃棄物等」

対策地域内廃棄物、指定廃棄物又は除去土壌（法第 46 条）

○「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan039/siryo2.pdf>

除染関係

○「土壌等の除染等の措置」

事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（法第 2 条第 3 項）

○「除去土壌」

除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌（法第 2 条第 4 項）

○「除去土壌等」

除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物

○「除染等の措置等」

土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（法第 25 条第 1 項）

○「除染特別地域」

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う地域。地域の指定は、環境大臣が行う。地域の指定要件については、別途パブリックコメント中。
(法第 25 条第 1 項)

○「特別地域内除染実施計画」

除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画。環境大臣が策定する。
(法第 28 条第 1 項)

○「汚染状況重点調査地域」

その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域。地域の指定は、環境大臣が行う。指定要件については、別途パブリックコメント中。
(法第 32 条第 1 項)

○「除染実施計画」

汚染状況重点調査地域内の区域であって、法に基づく調査結果等から、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に相当しないと認めるものについて、除染等の措置等の実施に関して定める計画。都道府県知事又は市町村の長が策定する。上記要件については、別途パブリックコメント中。
(法第 36 条第 1 項)

○「除染実施区域」

除染実施計画の対象となる区域 (法第 35 条第 1 項)

○「除染実施者」

除染等の措置等の実施者。除染特別地域においては国 (環境省)、除染実施区域においては、国、都道府県、市町村等。
(法第 30 条第 1 項及び第 38 条第 1 項)

○「法第 36 条第 3 項の協議会」

除染実施計画の策定者が、除染等の措置等を効果的かつ円滑に実施するために置くことができる協議会。

○「汚染廃棄物等」(再掲)

対策地域内廃棄物、指定廃棄物又は除去土壌 (法第 46 条)

○「国際放射線防護委員会の 2007 年基本勧告」

<http://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%20103>

○「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan054/siryu.pdf>